

重要なお知らせ

＼令和7年度から／

市税の納め方が変わります！

※年金や給与から天引きされている方の変更はありません

武雄市では、市税の納付について、**住民税・固定資産税・国民健康保険税**の3税をまとめて納めていただく『集合徴収方式』にて納めていただいています。

一方で、国はデジタル化を推進していくうえで、自治体システムの全国標準化を法律で決めました。これにより、全国標準となる『単税徴収方式（税目ごとに別々に納める）』に令和7年度から変更いたします。変更点の概要に加えて**口座振替お申込みの際の注意点**についてお知らせします。

令和6年度まで

「集合徴収方式」（3税をまとめて納める）による納付回数と納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税 固定資産税 国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

令和7年度以降

「単税徴収方式」（税目ごとに別々に納める）による納付回数と納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	4回			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	4回		1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※市税の年税額が変わるものではありません。



令和7年度以降の口座振替について

- 現在、口座振替で納付されている方は、改めて手続きをする必要はありません。集合徴収である3税目がそれぞれ分けて引き落とされるようになります。
- ただし、税目ごとにそれぞれ別の口座から引き落としする場合や、新たに口座振替を希望される場合は手続きが必要です。
- これまでどおり、「**全期前納（1年分一括払い）**」と「**期別納付（各期払い）**」が選択できます。
口座振替受付開始（令和7年度以降開始分）：**令和7年2月**
※令和7年2月1日以降は、集合徴収での新規申込はできません。
※申込み当月からの登録は間に合いません。金融機関により1～2カ月程度登録に期間を要する場合がありますのでお早めに申込みください。

受付場所 / 振替を希望される市内の金融機関窓口、収納課（市役所2階）

※預貯金通帳・届出印・納税通知書等を持参してください。